三、明豊建設株式会社に対する件

昭和五七年（排）第九号

排除命令

横浜市中区大田町二丁目三二番地
明豊建設株式会社
右代表者　代表取締役　池田　昇

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　明豊建設株式会社は、昭和五七年五月二二日に、新聞折り込みのビラ（別添写し）の配布を受けた一般消費者の誤認を排除するために、当該ビラに掲載した土地付き住宅は、存在しないため、実際には取引することができないものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、土地付き住宅の取引に関し、新聞、ビラ、ポスターその他これらに類似する物による広告をしたときは、直ちに、当委員会にその広告物を提出しなければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければなら

ない。

事　実

一　明豊建設株式会社（以下「明豊建設」という。）は、肩書地に本店を置き、宅地建物取引業法に基づき、神奈川県知事の免許を受けて、宅地建物取引業を営む事業者である。

二　明豊建設は、横浜市港南区東永谷二丁目一四七二番四七、同番四九所在の土地付き住宅の取引について、ビラ（別添写し）約五、〇〇〇枚を新聞販売店を通じて、昭和五七年五月二二日に日本経済新聞に折り込み、横浜市港南区東永谷及び上永谷における同新聞の購読者である一般消費者に配布した。

三　明豊建設は、前記ビラにおいて、

「新築高級分譲住宅」、「建物七二・六㎡」、「車庫付」、「４ＤＫ」、「価格二、七六〇万円」等と記載した上、一階及び二階の各間取り図を掲載し、あたかも当該土地上に新築住宅が存在するかのように表示しているが、実際には、当該「新築高級分譲住宅」と称するものは、同社が単に売買の委託を受けたにすぎない土地付き住宅について、現存の建物（面積四三・〇二平方メートル、建築後一五年を経過したもの）を建て替える場合を想定して作図しただけのものであり、したがって、取引の申出に係る土地付きの新築住宅は存在しないものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、明豊建設は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第三項の規定による「不動産のおとり広告に関する表示」（昭和五五年公正取引委員会告示第一四号）第一号に該当する表示をしているものであって、かかる行為は、同法第四条第三号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五七年一一月三〇日

公正取引委員会

委員長　高橋元

委員　野口一郎

委員　平田胤明

委員　渡辺豊樹

委員　大森誠一

別添写し

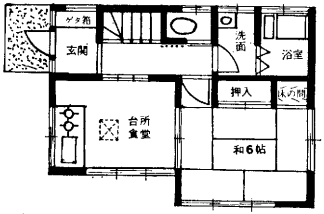
新築高級分譲住宅

京浜急行 **上大岡**

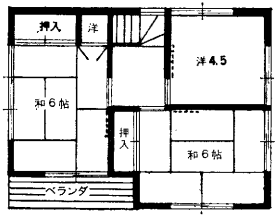
☆広々とした敷地
☆日当り最高

☆●車庫付　　4ＤＫ
☆学校・スーパー至近

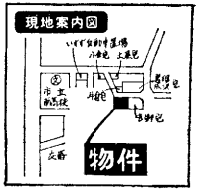
所在地／横浜市港南区東永谷2-12-25
土　地／102.26 ㎡(30.93 坪)
建　物／72.6 ㎡
設　備／都市ガス・水洗トイレ



1階平面図



2階平面図

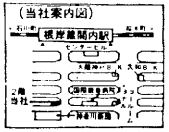


区画整然とした旧分譲地内

価格**2,760**万円　　手数料不要

神奈川県知事免許 (6)845号　横浜市中区太田町2−32

明豊建設㈱ ☎(045)651-2191



川中